

「東京国立近代美術館・国立映画アーカイブ・国立西洋美術館・国立新美術館で使用する電気 一式」質疑回答

番号	質問事項	回答
1	各施設の現在の電力供給会社を教えてください。現在の計量日を教えてください。尚、1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定は計量日から計量日の前日となります。以上、ご了承いただけますでしょうか。	電力供給会社は東京電力エナジーパートナー（全施設共通）です。計量日は仕様書に記載している、令和5年度の計量予定日と同日です。料金の算定期間は問題ございません。
2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	設置されています。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kW)を教えてください。また、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
4	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか（力率割引を考慮する）。	ご認識のとおりです。
5	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	差し支えありません。
6	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
7	弊社の請求書は、原則、翌月10日迄より順次Webサイト上で開示、請求書受領後30日以内に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。 ※分散検針の施設（検針日が1日以外）につきましても通常月と同様の対応となりますので、ご注意ください。 例 5日検針日 2月使用分 2/5～3/4までの請求書 →翌月4/10頃にwebサイトへ掲載 3月使用分 3/5～4/4までの請求書 →翌々月5/10頃にwebサイトへ掲載 電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません	差し支えありません。
8	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。 また、契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。※契約開始直後：直近6か月前後（23年4月供給開始の場合⇒対象：22年10月～23年6月）	各館とも建替・増築にかかる移転はなく、現在のところ引き込み位置の移設・変更等、工事の予定はありません。 緊急に行う工事を除き、引き込み位置移設・変更等の工事予定に関しては2か月前までに協議を行うことといたします。
9	開札結果について公開方法・範囲を教えてください。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	開札日に担当者から開札結果、落札者名及び落札価格を連絡いたします。
10	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容（電気受給約款、託送供給約款）に基づいて入札額（入札単価）を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます	社会情勢を受けて、当該地域を管轄する電力会社・一般送配電事業者が約款を変更した場合等については、協議させていただきます。

11	再生可能エネルギー供給を含む契約について、電気価値は指定なし、非化石価値は再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力供給で認識齟齬ありませんでしょうか。また非化石証書は、トラッキング有無・FIT/非FITの指定はございますか。	仕様書記載のとおりです。 環境省が公表している基本方針解説資料（以下URL）のp.26に記載の一覧表を参照ください。 https://www.env.go.jp/content/000113326.pdf
12	再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」について年度毎の更新になるため、発行までにかなりのお時間となります。ご了承いただけますでしょうか。 予定) 2023年4月～2024年3月→更新および発行予定 2024年8月頃 2023年8月～2024年7月→更新および発行予定 2025年8月頃 ※年度毎の更新となるため年度をまたいだ契約については半期に提出する特定電源割当証明書のみ提出可能の場合あり。	仕様書の内容を更新し、発行時期は以下のとおりとします（更新箇所は赤字）。なお、「特定電源割当証明書」は提出必須とし、別紙様式4を追加しました。 (4) 対価の請求 ①請求書の通知 電力供給者は請求書を3に示す施設ごとに作成し、通知する。なお、最終月分に係る請求書の送付については、②再生可能エネルギー電気の確認資料のうち、別紙様式4の提出後に行うこと。 ②再生可能エネルギー電気の確認資料 (取り消し線箇所削除) 電力供給者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギーの電気の比率について確認できる資料を、施設ごとに書面（様式自由）で提出することとする 電力供給者は、契約年度における各施設の電力供給が終了した後翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙様式4を各施設に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙様式4提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様を満たしていない場合、電力供給者は、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを各施設に提出する等により補修すること。
13	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	差し支えありません。
14	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか	差し支えありません。
15	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)。 併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	変更予定はありません。
16	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者へ却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
17	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と2022年10月～2023年9月の1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例： 契約電力： 最大需要電力実績	【国立西洋美術館】 契約電力：780kW 最大需要電力実績：650kW 【国立新美術館】 契約電力：3,030kW 最大需要電力実績：3,033kW